

## 請求の要旨

(請求文) ※ 原文のまま記載

※ 「事実証明書」については、添付省略

### 1. 監査を請求する対象（職員等）

- ①滋賀県知事
- ②滋賀県教育長
- ③滋賀県立東大津高等学校学校長、滋賀県立草津東高等学校学校長

### 2. 事実の概要（財務会計上の行為）

滋賀県教育委員会は、令和7年4月1日付で株式会社滋賀銀行と滋賀県公立高等学校PTA連合会（以下「高P連」と）と「滋賀県立高等学校授業料等の徴収および収納に関する事務処理業務委託契約」（以下「本三者契約」）（資料1）を締結した。

「本三者契約」は、委託料総額8,223,810円のうち、県が4,714,287円を負担し、民間の任意団体である高P連が3,509,523円を負担するものであるが、当該契約の管理は教育委員会事務局職員が行い、支払事務全般を高校事務長等の県職員が執行している。

「本三者契約」の授業料等の”等”には、滋賀県教育委員会が作成した「学校徴収金取扱要綱」（資料2）および「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」（資料2）（以下「ガイドライン」）の学校徴収金が含まれている。その学校徴収金について「ガイドライン」（p4）で、学校預かり金、団体徴収金、一時預かり金、（学校指定品）に分類されている。

また、団体徴収金に関して学校長は本来任意団体の私的な事務であるPTA等の会費の徴収・管理事務を校務の一環ととらえ、団体との間に会計事務委任に関する申立書「ガイドライン」（p28）を交わしその事務を校務分掌により県立学校の教職員に公務として従事させている。なお、会計事務委任および受任は、根拠法令のある条例・規則に基づいて公会計化されたものではなく、「ガイドライン」と「本三者契約」に基づいて学校教育に必要な学校預かり金、一時預かり金と一体化させて「学校諸会費」等の名目で保護者等の銀行口座から口座振替によって徴収・収納している。東大津高校事案（資料3）草津東高事案（資料4）

なお、「本三者契約」の主目的である授業料徴収については、令和7年度からの国の「高等学校等就学支援金制度」の所得制限撤廃に伴い、徴収対象者が極小化している。そのことを認識（資料5）しているにもかかわらず、私的団体の会費徴収のために多額の公費を投じ、あわせてじがぎんビジネスサービス株式会社からの依頼（資料6）に対してPTA会費徴収・収納の事務作業を県職員が行い、勤務時間を提供し続けている事実は財務会計上の不当な支出に該当する。

### 3. 違法または不当な理由

#### ①公私混同による公金管理の適法性欠如

滋賀銀行との契約において、公金（県費）と私金（PTA 資金）を不可分に一体化させて支出するスキームは、地方自治法第 2 条第 14 項（最小の経費で最大の効果）および会計の独立性の原則に反する。

#### ②地方公務員法第 35 条（職務専念義務）違反

文部科学省の「学校と教師の業務の 3 分類」（資料 8）において、学校徴収金の管理は「学校以外が担うべき業務」と定義されている。法律（地公法）上の職務ではない事務を、県教委が「要綱」「通知」等の内規によって職務化し教職員に従事させることは、職務専念義務の本質を逸脱し違法である。

#### ③任意加入原則を無視した不当な PTA の会費徴収への関与

「高 P 連」が滋賀県教育委員会事務局の協力を得て作成した「滋賀県の公立高校のための PTA 運営ガイド」（資料 7）が定める「入会申込書による意思確認」を怠り、加入意思確認が不明な保護者から強制徴収を行う現場の実態を把握しながら（資料 5）、県職員がその事務を代行し続けることは、行政の中立性と保護者の学校への信頼を著しく損なう。

### 4. 滋賀県に生じた損害

①本来、私的団体（PTA）が自ら負担すべき会計事務（案内文書作成、会費徴収、帳簿作成、PTA 口座への振込、督促等）に従事した県職員の人件費相当額。

②滋賀銀行への委託料のうち県が負担している「PTA 事務代行」に相当する費用（職員給与）の支出。（公費私費の徴収・収納が一体となった 3 者契約のため、口座振替の件数、金額等案分が必要）

③同意なき徴収に伴う返還請求リスクおよび社会的信用の失墜という無形の損害。

### 5. 請求する措置（必要な措置）

①滋賀銀行との業務委託契約（随意契約）から県費による任意団体事務の肩代わりが生じないように、公私を完全に分離した契約体系に見直すこと。

②「学校徴収金取扱要綱」および「ガイドライン」を改正し、教職員が私的団体の会計事務に従事することを禁止する是正措置を講じること。

③過去に不当に支出された委託料（県負担分の過大分）および教職員の PTA 会計事務業務分の人件費相当額を算定し、その職務命令をだした関係者への損害賠償請求、または当該団体への不当利得返還請求等の適切な措置を講じること。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

以上